

議案第34号

町の区域を新たに画することについて

別紙変更調書のとおり町の区域を新たに画することについて議決を求める。

令和5年2月21日提出

鶴ヶ島市長 齊藤芳久

提 案 理 由

坂戸都市計画事業若葉駅西口土地区画整理事業の施行に伴い、町の区域を新たに画する必要があるため、地方自治法第260条第1項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

変 更 調 書

若葉一丁目を画する区域

大字藤金字大境845の1、845の3、845の4、845の7、845の8、845の11、845の12、846の1から846の11まで、846の14から846の30まで、846の32から846の37まで、846の41から846の63まで、846の68から846の111まで、846の113から846の123まで、846の125から846の134まで、846の138から846の159まで、848の1、848の2、848の4、848の11から848の17まで、848の19から848の57まで、849の2、849の3、849の6、849の15、849の17、850の1、850の2、850の4から850の7まで、850の9から850の13まで、850の15から850の21まで、850の23から850の26まで、850の28、850の29、850の31から850の48まで、850の51から850の98まで、851の1から851の55まで、852の1、852の15から852の19まで、856及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の一部

若葉二丁目を画する区域

大字上広谷字北番田772の2、777の1、777の2、777の7、777の14から777の28まで、778の1、779の1、779の2、779の4、780の2、780の3、780の7、781の1、781の2、781の5、786の1、786の10、787の1、787の2、787の4、787の5、787の9から787の16まで、787の19から787の33まで、787の35から787の68まで、788の1、788の3から788の7まで、788の10、789の1、789の3、790の1から790の3まで、790の6から790の15まで、791の1から791の20まで、791の22から791の30まで、791の32から791の35まで、791の37から791の53まで、792の1、792の10から792の18まで、字薬師793の1から793の6まで、793

の10から793の13まで、793の18から793の28まで、793の31から793の65まで、794の1、794の4から794の101まで、795の2、795の3、795の5、795の6、795の13から795の16まで、796の3、796の4、796の6、796の8、796の12から796の14まで、796の16、796の19から796の27まで、797、798の1から798の6まで、798の8から798の14まで、798の16から798の42まで、799の1から799の3まで、799の5から799の12まで、799の19から799の23まで、799の25から799の28まで、799の31から799の38まで、799の41から799の53まで及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の一部

(令和4年11月24日調査)